

## 西脇市地域クラブ活動に係る方針

令和 7 年 8 月  
西脇市教育委員会

## 1 地域クラブ活動の意義

- (1) 中学校で行われている学校部活動とは異なり、地域におけるクラブ活動を行う。
- (2) 急激な少子化が進む中においても、中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
- (3) 学校の働き方改革を推進する（兼職兼業により指導を望む場合を除き、教職員が従事しなくてもよい。）。

## 2 地域クラブ活動の在り方

西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」に関する基本方針（令和 7 年 2 月策定）に則り、実施する。実施に当たっては、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を修得し、指導するとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全・安心な指導を行う。

## 3 指導体制

2 名以上の指導者が指導に当たること。また、指導者の負担を軽減し、持続可能な指導が可能となるように、複数指導者体制・複数見守り体制を構築し、参加者の安全・安心な活動を堅持すること。

## (1) 活動計画の周知・実践の把握

指導者は、年間及び毎月の活動計画表を作成し、参加者や保護者、市教育委員会に周知する。また、市教育委員会は、活動実績を把握し、必要に応じて適宜是正及び指導を行うものとする。

## (2) 活動時間

休日とする。1 日の活動時間は原則 3 時間程度までとし、できるだけ短時間に、合理的、効率的かつ効果的な活動を行う。

## (3) 休養日

休日は、原則として土曜日及び日曜日のいずれか 1 日を休養日とする。大会参加等で両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

## (4) 大会・コンクール等への参加

大会・コンクール等への参加・出場については、平日に当該実証事業の該当部活動がある限り、学校部活動として参加・出場する。

#### 4 地域クラブ活動運営経費

##### (1) 地域クラブ活動費

実証事業期間中の指導者への報償、生徒及び指導者の保険代、学校及び社会体育施設利用料は市教育委員会が負担する。

##### ア 指導者への謝礼

(ア) 1人1時間 1,600円とする。1か月を通算して計算し、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(イ) 当該月分を翌月に支払う。

##### イ 保険の加入

参加者、指導者とも「スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）」に加入すること。

##### (2) 上記以外の経費を集金する場合

ユニフォーム・シューズ等の個人持ちの用具購入、地域クラブ活動独自の運営費等は、参加者及び保護者に周知し、承認を得る。

##### (3) 会計簿の作成

地域クラブ活動の会計については、地域クラブにおいて必ず会計簿を作成し、参加者及び保護者に対して説明責任を果たすこと。

#### 5 設置地域クラブ活動

##### (1) 実施種目（令和7年度）

陸上競技及び剣道

##### (2) 参加対象者

市内4中学校に通う中学生とし、部活動を卒部した3年生も参加できることとする。

##### (3) 活動場所（令和7年度）

以下のとおりとし、活動場所へは、各自または保護者の送迎で集合・解散するものとする。

ア 陸上競技 西脇中学校か都麻の郷交流グラウンドのいずれか

イ 剣道 西脇南中学校

#### 6 事故への対応

##### (1) 救急体制

##### (2) 応急措置、事故の処理